

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示案等に関する意見募集の結果について

令和4年11月7日  
国土交通省  
消費者庁

令和4年8月4日から令和4年9月3日までの期間において、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示案等に関する意見の募集を行いました。

計5件のご意見（本意見募集に対するご意見：3件、本意見募集とは直接関係のないご意見：2件）をいただき、いただいたご意見及びそれに対する当省の考え方を以下のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、引き続き住宅の品質確保の促進に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
新設される上位等級のエネルギー削減効果を示されたい。	断熱等性能等級6及び等級7については暖冷房にかかる一次エネルギー消費量の削減率が概ね30%削減、概ね40%削減を目安として水準を設定しております。
今回の改正に合わせてZEHを普及するためには、BELS認証や住宅性能評価にかかる手数料は、国が減免等の補助をすべきではないか。	ZEH水準の省エネ性能を満たす住宅については、従来より、経済産業省及び環境省と連携して住宅取得に対して支援を行うとともに、住宅ローン減税における借入限度額の上乗せ等の措置をしたところです。 引き続きこのような支援を行ってまいります。
外皮誘導仕様基準の施行スケジュールについて、他の制度から半年程度遅れることになり不便である。	評価方法基準に誘導仕様基準を位置付ける改正については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正等と同日に施行することとしております。